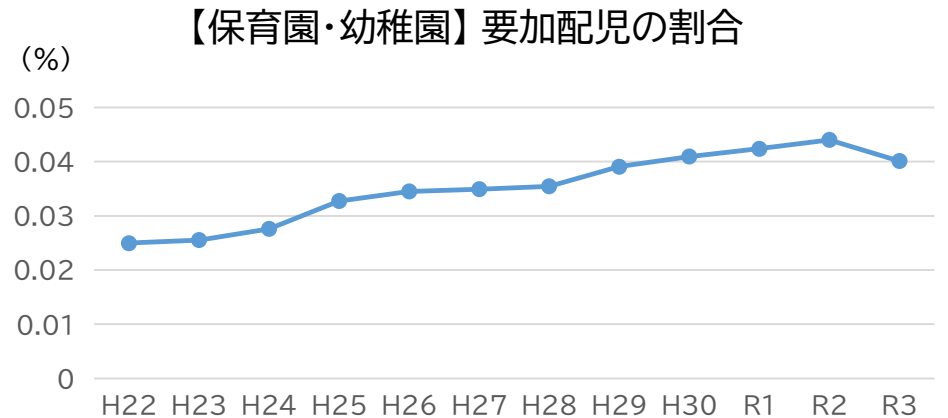
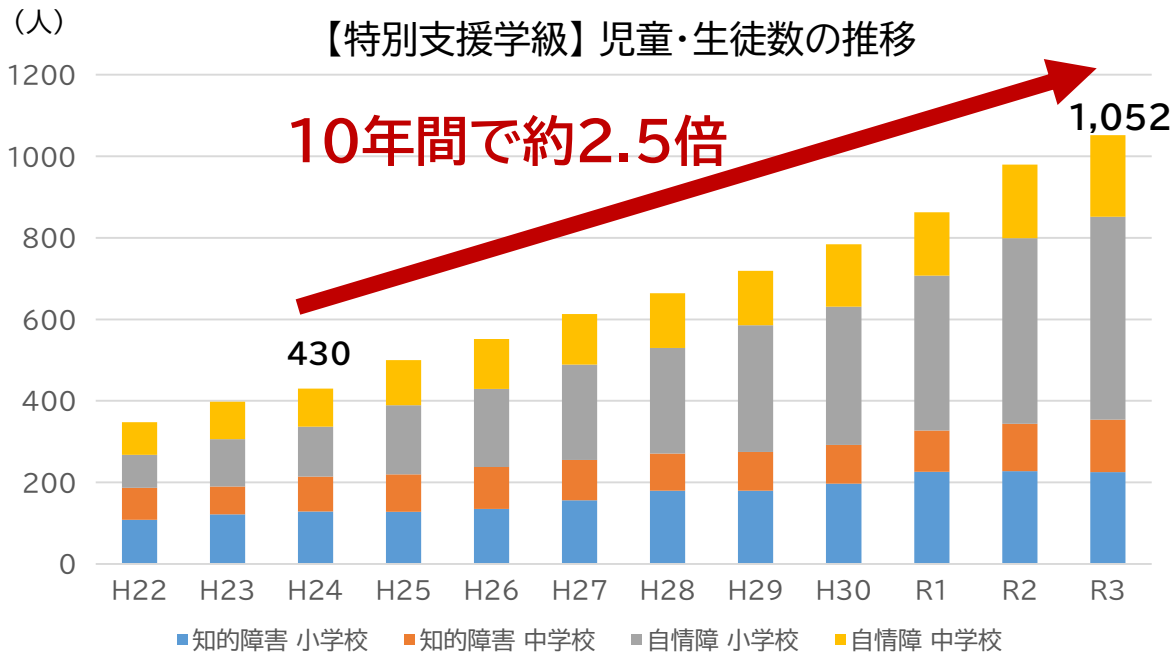


発達障がい児等

- ・ **発達障がい**による教育ニーズを持つこども
- ・ 日常的な**医療的ケア**を必要とするこども 等

現状・課題

- ▶ 支援が必要なこどもの増加に伴い、支援力向上が必要
- ▶ 医療機関の受診に時間がかかり、早期支援が遅れる
- ▶ 継続した支援ができず、支援体制も不十分



【保育園・幼稚園】医療的ケア児

| | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 人 | 1 | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 | 2 | 2 | 3 | 4 | 5 | 7 |

令和6年4月
施行目指す

「(仮称)松本市発達障がい児等の支援に関する条例」骨子案

市長記者会見資料

5. 11. 22

こども福祉課、教育委員会

全てのこどもたちが共に遊び・学ぶインクルーシブな環境の実現

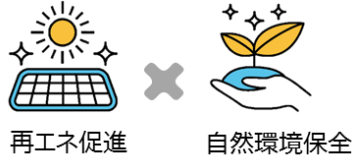
【基本理念】

- 発達障がい児等への偏見をなくすため、正しい知識の普及
- 関係者及び関係機関と連携を図りながら、成長段階に応じた切れ目のない支援体制の構築
- 教育ニーズに応じた最も適切で連続性のある多様な学びの場の整備
- 支援を推進するための人材育成

発達障がい児等の支援の総合拠点 「(仮称)松本市インクルーシブセンター」設置

- ◆職員は、市長部局と教育委員会の身分を併任
- ◆保健師、保育士、作業療法士などに加え、県教委派遣の専門職員を配置
- ◆支援に関する助言・方針の決定などの業務を専門の医療機関に委託

今後、パブリックコメントの結果を踏まえ、2月議会に条例案提出を目指します



- ▶長野県“太陽光発電条例”が県議会9月定例会で成立、来年4月から施行
- ▶県条例と合わせて、松本市独自の”促進と規制のバランスのとれた条例“の制定を目指す
- ▶パブリックコメント等の意見を参考に、骨子案を修正

修正1 近隣住民等の責務

原案

5 近隣住民等の責務

- (1) 近隣住民等は、この条例に定める手続の実施に協力するように努めなければなりません。
- (2) 近隣住民等は、正当な理由がなければ、太陽光発電設備設置事業を拒んではなりません。

パブコメ等
意見

設置に反対する住民の権利を侵害
していないか



修正案

(2)の規定を削除

修正2 禁止区域について

原案

適正に規制するため、「禁止区域」を広範に指定

パブコメ等
意見

「禁止区域」の対象範囲が広すぎるのでは
行政法上の比例原則や憲法に反しないか



修正案

「禁止区域」に準ずる「抑制区域」
を新たに設定

修正案

「松本市の豊かな環境を守り 適正な太陽光発電事業を推進する条例」骨子案

市長記者会見資料

5. 11. 22

環境・地域エネルギー課

原案

| |
|---|
| 建築物の屋根の上や壁面、標識・照明・河川監視設備等に附属するもの、10kW未満 |
| 規定なし |
| 規定なし |
| A、F以外の区域 |
| 規定なし |
| 土砂災害・自然災害に係る区域 野生動物・生活環境に係る区域 森林・河川・農地・文化財に係る区域 |

| 修正案 | | 長野県条例 |
|---|--|--|
| 建築物の屋根の上や壁面、標識・照明・河川監視設備等に附属するもの、10kW未満 | A 対象外 | 10kW未満、建築物の屋根の上 |
| 規定なし | B 届出区域① | 市条例の 許可 抑制 禁止 に振り分け |
| 規定なし | C 届出区域② <small>※環境保全策の検討義務あり</small> | 市条例の 許可 抑制 禁止 に振り分け |
| A、E、F以外の区域 | D 許可区域 | 規定なし |
| 土砂災害・自然災害に係る区域 野生動物・生活環境に係る区域 | E 抑制区域 (県:特定区域) <small>※10kW未満も対象</small> | 市条例の 禁止 に振り分け |
| 土砂災害・自然災害に係る規制がより厳しい区域 森林・河川・農地・文化財に係る区域 | F 禁止区域 <small>※10kW未満も対象</small> | 規定なし |

桔梗ヶ原・松本ワインバレー特区

ワイン特区を広域化 松本市・山形村・朝日村＋塩尻市

市長記者会見資料

5 . 11 . 22

農政課

「特産酒類の製造事業に係る構造改革特別区域」の認定を受けている2つのワイン特区を統合

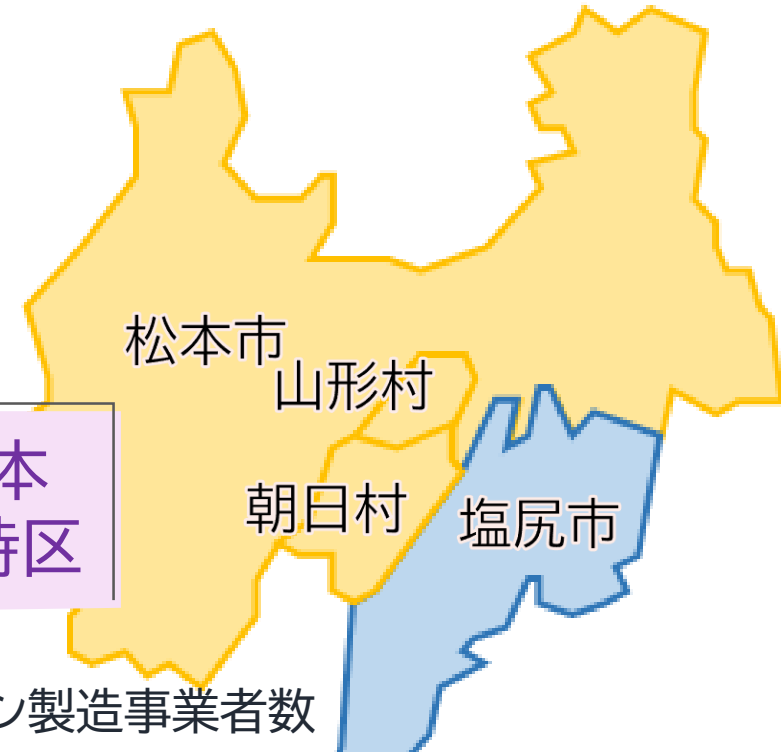
▶ 信州松本平ワイン・シードル特区(松本市・山形村・朝日村)
令和元年12月計画認定

▶ 桔梗ヶ原ワインバレー特区(塩尻市)
平成26年6月計画認定



R6.3認定見込

桔梗ヶ原・松本
ワインバレー特区



ワイン製造事業者数

| 松本市 | 山形村 | 朝日村 | 塩尻市 |
|-----|-----|-----|-----|
| 6 | 1 | 1 | 16 |

特区を広域化することで

- ・原料調達エリアの広域化で、ワイン製造の新規参入を促進
- ・特区内のワイナリーの連携による情報発信の強化

◆ 今後の予定

12月中旬 信州松本平ワイン・シードル特区の構成自治体と名称の変更認定申請
桔梗ヶ原ワインバレー特区の取消申請

来年3月頃 変更計画の認定(見込み)

1月17日
～2月14日

インバウンド旅行客を松本に誘客

松本←→白馬 冬期バスを実証運行

市長記者会見資料
5.11.22
観光プロモーション課

ことし3月に松本市・長野市・白馬村の三市村で締結した「インバウンドを柱とする長期滞在型観光振興に関する連携協定」に基づき、期間限定で実証運行

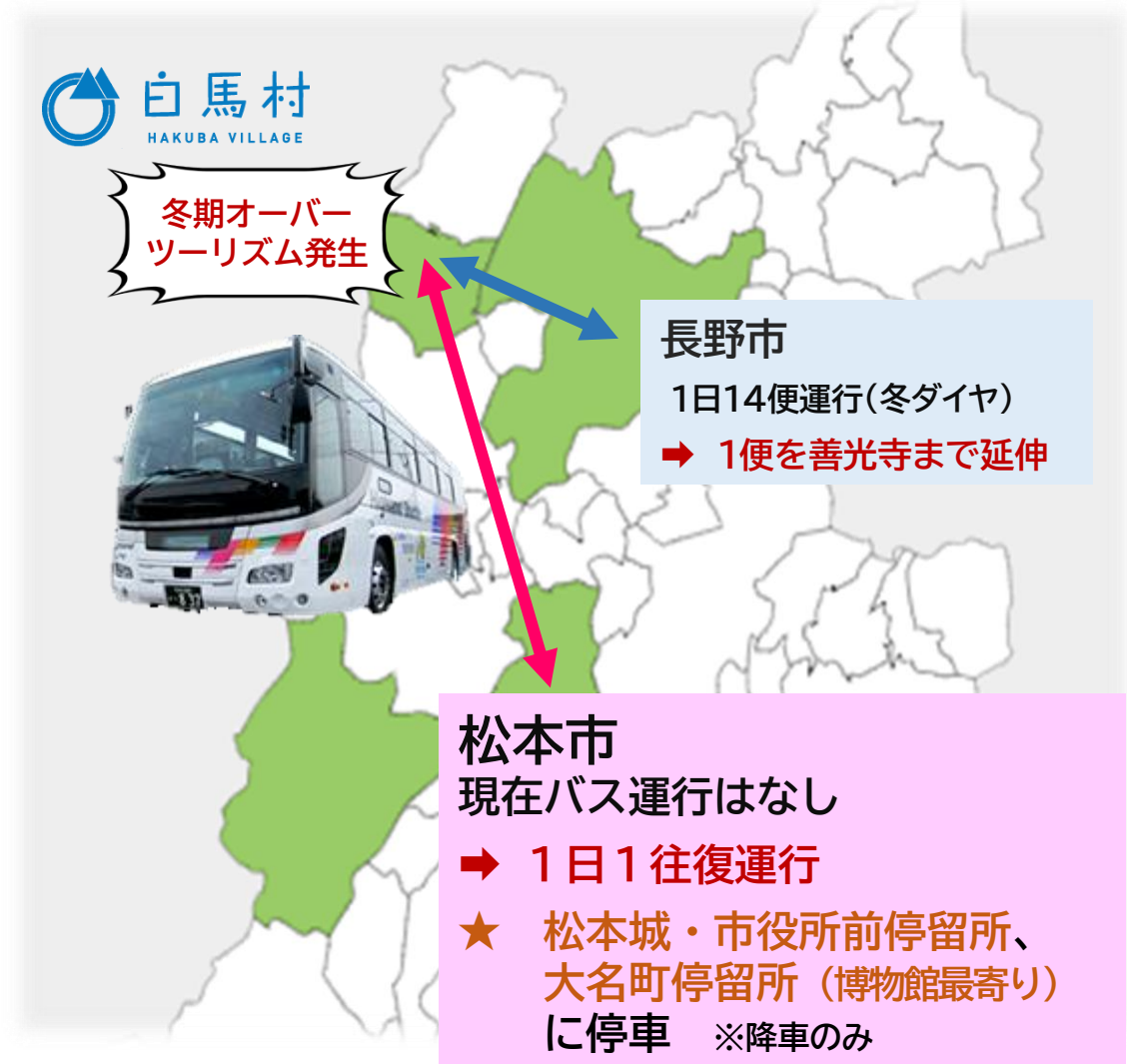
- ▶ 白馬村内の飲食店不足への対応
- ▶ 白馬村内からの外国人観光客の誘客

松本ー白馬間バス 運行事業者:アルピコ交通株式会社

期 間 1月17日(水)～2月14日(水)

| | | | |
|--------|-----------|---|-------------|
| 時刻表(案) | 松本バスターミナル | ← | 白馬八方バスターミナル |
| | 15:05 | | 13:00 |
| | 20:30 | → | 22:35 |

運賃(案) 片道 大人 2,800円 小児 1,400円



関連予算は、次期補正予算に計上